

Okakenkyo News Letter

2026
3月
871号

岡山県建設業協会 **会報**



- ②岡山県知事より感謝状
- ③公共工事の円滑な施工確保について
- ⑫岡山県建設政治連盟・自由民主党岡山県建設業支部の収支報告について
- ⑬経済センサスー活動調査実施のお知らせ
- ⑮岡山県下公共工事の動向
- ⑰建退共だより
- ⑲法律相談コーナー
- ⑳令和8年度技術検定試験・受験準備講習会等の日程について
- ㉑建設業福祉共済団からのお知らせ
- ㉒建設業総合補償制度のご案内
- ㉓岡山県からのお知らせ
- ㉔岡山労働局からのお知らせ

かたくり初恋公園[勝央町](提供：岡山県観光連盟)

岡山県知事より感謝状 ～高病原性鳥インフルエンザ感染拡大防止措置～

岡山県建設業協会では、令和7年12月20日に津山市で発生した高病原性鳥インフルエンザに際して、県からの協力要請を受け、津山支部、真庭支部が消毒作業など感染拡大を防止する防疫業務に従事しました。

この防疫作業に対して、令和8年2月9日、伊原木岡山県知事から荒木会長、津山支部、真庭支部に感謝状が贈呈されました。



公共工事の円滑な施工確保について

総務省自治行政局長
国土交通省不動産・建設経済局長

公共工事に対する国民の信頼の確保や建設業の健全な発達を図るとともに、防災・減災・国土強靱化対策の加速化等、国民の安全・安心を確保する取組を推進するためには、令和7年12月16日に成立した令和7年度補正予算も含め、今後の公共工事の入札及び契約を適正に実施し、円滑かつ適切な執行を図ることが重要です。

このため、各省各庁、各特殊法人等及び各地方公共団体に対し、公共工事の円滑な施工確保について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第21条に基づき、別添のとおり要請しましたのでお知らせします。

【別添1】各省各庁の長等あて

1. 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表について（適正化指針 第25（2））

公共工事の適正な施工を確保するためには、良好な労働環境の整備等により工事に従事する技能労働者の育成及び確保が図られることが重要であり、そのためには、技能労働者の適切な賃金水準の確保を図ることはもとより、建設企業が将来の見通しをもちながら技能労働者等の安定した雇用・就業環境の形成を図ることができるよう、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保を図ることが必要である。

このため、各省各庁及び各特殊法人等におかれては、計画的な社会資本整備や防災・減災、国土強靱化対策等の実施のみならず、社会資本整備の担い手となる技能労働者の育成及び確保の観点からも、中長期的な見通しのもとで、安定的・持続的な公共投資の確保を図るとともに、各工事における諸手続にかかる期間等も考慮しつつ、計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表に努めること。

2. 適正な価格による契約について

（1）適正な予定価格の設定について（適正化指針 第24（1））

予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、賃金の上昇や資機材価格の高騰などを含む市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、建設発生土や建設廃棄物等の建設副産物の運搬・処分等に要する費用や、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、災害協定に基づき発注者がその実施を要請する災害

応急対策工事等に係る保険契約の保険料、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金等、実際の施工に要する通常妥当な経費について、適切な積算を行うこと。

加えて、予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや入札に付そうとする工事と同種、類似の工事で入札不調・不落が生じているとき、災害その他の特別な事情により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴すること、週休2日の確保等の必要性に鑑み、実態を踏まえた補正を行うこと等も含め、必要となる経費を適正に計上することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。また、積算に用いる歩掛等が現場実態と合わないと認められる場合においては、見積書を徴すること等により、適切な歩掛等を設定するなど、適正な予定価格の設定のために必要な措置を講ずるよう努めること。

なお、予定価格を設定する際に適切な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号。以下「品確法」という。)第7条第1項第1号の規定に違反すること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障をきたすとともに建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを厳に行わないこと。また、見積り等を参考にする場合において、見積価格やメーカー等の販売希望価格に対して発注者が妥当性を確認していない独自の乗率等を考慮して価格を設定する運用は、公平性・透明性を損なうおそれが高く、ひいては、実質的に歩切りと類似する結果を招くおそれがあることから、これを厳に行わないよう徹底すること。

(2) ダumping対策の強化について(適正化指針 第2 4 (3))

低入札価格調査制度の適切な活用を徹底することにより、ダumping受注(その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。)を排除すること。

また、令和4年3月に「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」が見直されたことを踏まえ、低入札価格調査の基準価格(以下「調査基準価格」という。)について、必要に応じてその算定方式の改定等により適切に見直すこと。また、入札金額に応じて調査基準価格を設定することは、過度な価格競争を引き起こす要因となり得ることに留意すること。特に、ダumping受注による問題が生じていると疑われる場合には、算定方式の見直しについて速やかに検討すること。低入札価格調査制度の対象工事について、一定額(以下「適用下限額」という。)以上の工事に限定している団体も見受けられるが、ダumping対策の強化・徹底という観点からは、低入札価格調査の対象については幅広く捉えることが適切であり、適用下限額の引き下げを含めた適切な対応に努めること。

加えて、適正な水準の労務費を確保する観点や低入札価格調査制度における調査基準価格を下回った金額で入札した者に対する調査の適切な実施の観点から、「労務費ダumpingを防止するための公共発注者向けガイドライン」(令和7年12月国土交通省不動産・建設経済局建設業課)も参照の上、入契法第13条第1項の規定に基づく労務費等の内訳が記載された入札金額内訳書の確認の実施等を徹底すること。なお、同法第12条の規定に反する入札金額内訳書の様

式を定めている場合は、速やかに適切な様式へ変更すること。

(3) 施工条件の適切な明示と必要となる経費の計上について（適正化指針 第2 5 (4)）

工事の円滑な施工を確保するためには、工事目的物の仕様のほか、工事の施工条件を設計図書に適切に明示し、関係者間の責任関係が明確化された対等な関係のもとで工事が適正に施工されることが重要である。

このため、工事に必要な施工条件（自然条件を含む。）等を設計図書に適切に明示すること。あわせて、必要となる経費を適切に計上することにより、明示した施工条件と積算内容との整合を図ること。特に猛暑日については工期に見込んでいた日数を仕様書等で明示するとともに、見込んでいた以上に猛暑日等があり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、工期の延長及びその日数に応じた請負代金の変更に必要な変更契約を適切に締結すること。さらに、工事現場における熱中症対策の観点から、共通仮設費や現場管理費における必要な費用計上を行うよう努めること。また、近年の過酷な夏の暑さを踏まえ、受注者から現場環境に鑑みた休工や時間変更等の猛暑対策の申し出があった場合には適切に対応すること。

(4) 設計変更・契約変更等の適切な実施について（適正化指針 第2 5 (4)）

発注者・受注者間の対等性を確保し、公共工事の適正な施工を確保するためには、必要があると認められるときに設計図書の変更を適切に行い、かつ、施工に必要な費用や工期が適切に確保されることが重要である。

このため、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うこと。

さらに、工事内容の変更が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に行うこと。特に、発注者からの指示等に基づき施工が進められており、設計図書の変更及びこれに伴って請負代金の額や工期の変更が必要と認められる場合にもかかわらず、請負代金の変更見込金額が当初の請負代金額と比較して一定の割合を超えたことのみをもって設計変更に応じない、若しくは設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことは、厳に慎むこと。

また、変更手続きを円滑に実施するため、設計変更が可能となる場合やその手続き等について設計変更に関する指針（設計変更ガイドライン）の策定・公表に努めること。策定した指針の内容は、特記仕様書に契約事項として取扱う旨を記載するなどの方法により、指針の適正な履行が図られるよう努めること。

3. 適正な工期設定について（適正化指針 第2 5（1））

「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会決定・勧告、令和6年3月最終改定）等に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日や猛暑日などの作業不能日数等を考慮するとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定められた労使協定を結ぶ場合でも上回ることをできない罰則付きの時間外労働の上限規制（以下「時間外労働規制」という。）の遵守を前提とした、適正な工期の設定に努めること。この際、猛暑日の考慮については、工期に関する基準において、工期の設定に当たり、夏期におけるWBGT値が31以上の場合における不稼働等を考慮することとされていることに留意すること。国土交通省直轄土木工事の工期設定にあたっては、「工期設定支援システム」（参考1）を活用しているので、参考にされたい。

公共工事の円滑かつ適切な執行のためのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくためにも、長時間労働の是正や週休2日の推進は不可欠である。このため、週休2日工事の確実な実施やその対象工事の拡大に努めること。特にこれまでに週休2日工事を実施していない発注者においては、早急にその導入を行うこと。既に実施をしている発注者においては、対象工事の範囲等を見直すなど全工事に対する週休2日工事の達成割合が向上するよう努めるとともに、工期を通じた週休2日のみならず、月単位や週単位での週休2日についても、地域の実情を踏まえ、対応を充実するよう努めること。

また、労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用など、契約上の工夫を行うよう努めること。

（参考1）

○国土交通省HP「働き方改革・建設現場の週休2日応援サイト」

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html

4. 施工時期の平準化について（適正化指針 第2 5（2））

施工時期の平準化は、円滑な施工確保に資することに加え、年間を通じた工事量の安定による工事に従事する者の処遇改善や、人材・資材・機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化、工期に関する基準に基づく時間外労働規制を遵守した適正な工期の確保等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。このため、1.でも述べた計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、余裕期間制度の活用などによる柔軟な工期の設定、積算の前倒し、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や国庫債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定などの措置を講ずることにより、繁忙期の解消を含め、施工時期の平準化を図ること。

5. 急激な物価変動等を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について

（適正化指針 第2 5（4））

積算に用いる資材単価については、物価資料の毎月の改定にあわせて、月毎など適時に改定を行う、資材単価の設定に当たっての調査頻度を増加させるなどの対応をとること等により、地域の実情や市場における最新の実勢価格を適切に反映できるよう努めるとともに、最新の公共工事

設計労務単価が公表された際の早期活用や発注手続き中の工事への適用を行うことにより、労務費の最新の実勢価格を適切に反映するよう努めること。

資機材の納期を勘案した工期の設定を行うほか、受注者の責によらない事情により納期が遅れる場合には、工期延期等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずるとともに、その際に必要となる経費の計上を行うこと。

契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えたいわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）の運用基準を策定するとともに、当該基準について受注者・建設企業とあらかじめ共有するよう努めること。特にスライド条項の運用基準を未策定の発注者においては、品確法第7条第1項第13号において発注者の責務とされていることも踏まえ、早急に当該基準を策定すること。その際、下記のウェブページ（参考2）に国土交通省における運用基準等が掲載されているので、参考にされたい。このうち、特に、いわゆる単品スライド条項（同条第5項）については、購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする運用を講じているところであり、これを参考に運用の見直しを図る等の適切な対応に努めること。

入契法第13条第2項において、各発注者は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならないこととされている。各発注者においては、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（国土交通省不動産・建設経済局建設業課）も参照の上、当該協議に対し、誠実かつ適切な対応を講ずること。なお、この場合における誠実な協議については、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき適切に対応を行うことを前提とするものであるが、例えば、予算の不足や過去の変更契約実績がないことを理由に協議に応じないことは同項に違反するおそれがあるため、これを厳に行わないこと。

（参考2）

○国土交通省HP「各種スライド条項（全体スライド、単品スライド、インフレスライド）について」

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000101.html

6. 技術者・技能者等の効率的活用について

（1）技術者の専任等に係る取扱い等について（適正化指針 第2 5（5））

建設業法第26条第3項ただし書による専任の特例による監理技術者の兼務、同法第26条の5による特例による特定営業所技術者と監理技術者の兼務、監理技術者等の専任を要しない期間の設定等を含む監理技術者等の専任に係る取扱いや現場代理人の常駐義務緩和に関する運用等については、「監理技術者制度運用マニュアル」（令和7年1月28日付け国不建技第1147号）や「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」（平成23年11月14日付け国土建第161号）を参考として、適切に対応すること。

(2) 情報通信技術の活用について（適正化指針 第2 5 (6)）

入契法第17条第2項の規定に基づき、建設業法第25条の28第3項による「情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針」を踏まえ、建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関する措置が適確に講じられるよう、下請業者も含む建設業者によるシステムの活用に当たっての支援、建設業者向け研修会の開催、公共工事の施工における関係者の円滑な連携の促進等の援助など、当該建設業者に必要な助言、指導等の援助を行うよう努めること。

(3) 地域の実情等に応じた適切な規模での発注について（適正化指針 第2 2 (1)）

工事の発注量や労務の需給に係る状況等から技術者や技能労働者の不足が懸念される地域では、技術者等を有効活用するため、複数の工区をまとめて発注するなど、品確法第7条第1項第7号も踏まえ、地域の実情等に応じて適切な規模での発注を行うこと。

なお、復旧・復興事業による工事量の増大が見込まれる被災地域等においては、当該地域における建設業者数や技術者数等を踏まえ、適切な規模での発注が行われるよう特に配慮するとともに、状況に応じた適切な地域要件の設定、後述するJV制度の活用等、必要な対策を機動的に講じること。

(4) JV制度の活用について（適正化指針 第2 2 (1)）

共同企業体（JV）は工事の安定的施工の確保を図る上で有効なものである。一方で過去にその弊害も指摘されていることから、活用にあたっては、共同企業体運用準則（「共同企業体の在り方について」（昭和62年8月17日付け建設省中建審発第12号、最終改正令和4年5月20日付け国土交通省中建審第6号）第二）に従った共同企業体運用基準を各団体において策定及び公表した上で、これに基づき活用すること。また、大規模災害の被災地域における施工体制の確保を図る場合に活用する復旧・復興建設工事共同企業体について、品確法第7条第1項第9号も踏まえ、大規模災害発生時の技術者・技能者の不足や建設工事需要の急増等への対応として、被災地域の地元の建設企業の施工力を強化するために必要な場合には、適宜これを活用すること。

7. 書類の簡素化・電子化等の推進、情報の公表について（適正化指針 第2 6 (2) 等）

公共工事における受発注者双方の業務負担の軽減、生産性向上や働き方改革を推進するため、入札及び契約に関する書類や工事関係書類の簡素化等に努めること。

公共工事に係る手続きや書類の電子化を推進し、各種情報の効率的な交換やペーパーレス化による事務の簡素化を図るため、電子入札システム、電子契約システムやASP等の情報共有システムなどの必要なシステムの整備等に努めること。特に工事関係書類の簡素化や電子化に関する取組については、関東地方整備局において「土木工事電子書類スリム化ガイド」を策定し、公表しているほか、各地方整備局においても、「土木工事書類作成マニュアル」等を策定（参考3）し、運用しているため、こうした取組も参考に、工事関係書類の簡素化・IT化（電子化）に努めること。

また、入契法第4条及び第5条に基づき、入札及び契約に係る情報の公表を確実に実施するとともに、その公表に当たっては、原則としてインターネットを利用する方法を用いること。なお、当該情報の公表が行われていない状態は法律に違反している状態であり、直ちに是正すること。

(参考3)

- 北海道開発局「土木工事書類作成マニュアル（案）、工事書類の簡素化Q & A」
<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/ud49g7000000l2w9.html>
- 東北地方整備局「土木工事書類作成マニュアル、工事関係書類簡素化のポイント」
<https://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/kyoutuu/tokkibetten.html>
- 関東地方整備局「土木工事電子書類スリム化ガイド、土木工事電子書類作成マニュアル」
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000037.html>
- 北陸地方整備局「土木工事現場必携 [土木工事書類作成マニュアル編]」
<https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/index.html>
- 中部地方整備局「土木工事書類作成提出要領、土木工事電子書類スリム化ガイド」
<https://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/index.htm>
- 近畿地方整備局「土木工事書類作成マニュアル（案）、土木工事書類作成スリム化ガイド」
https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/index.html
- 中国地方整備局「土木工事書類作成マニュアル、土木工事書類スリム化の手引き」
<https://www.cgr.mlit.go.jp/corporate/manual/index.html>
- 四国地方整備局「土木工事書類作成マニュアル、工事関係書類等の適正化指針」
http://www.skr.mlit.go.jp/etc/tutatu/03_kensa.html
- 九州地方整備局「土木工事書類省力化ガイド」
http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou.html
- 内閣府沖縄総合事務局開発建設部「土木工事書類作成マニュアル（案）」
<https://www.ogb.go.jp/kaiken/koji/007771>

8. 入札契約手続の迅速化等について（適正化指針 第2 2（1））

入札契約手続の迅速化等を通じた着実な事務の執行を図るため、入札公告等の準備行為の前倒し、総合評価落札方式における提出資料の簡素化や技術審査・評価業務の効率化、事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模での発注、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2に基づく随意契約（いわゆる不調随契・不落随契）の活用等により、事務の改善及び効率化に努めること。

特に災害復旧事業については、手続きの透明性・公正性等にも配慮しつつ、相当数の事業に係る入札及び契約を短期集中的に行う必要があることから、平成29年7月に国土交通省において策定された「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」も参考として、応急復旧事業や緊急度が極めて高い本復旧事業について随意契約（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項）を、それ以外の復旧事業について指名競争入札方式を活用する等により、可能な限り手続に要する期間の短縮に努めること。

9. 地域の建設業者の受注機会の確保について（適正化指針 第2 2（1））

品確法第7条第1項第7号及び官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和7年4月22日閣議決定）を踏まえ、地域の建設業者の活用により円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定、地域への精通度等の適切な企業評価、分離・分割発注などの適切な規模での発注に努めるなど、引き続き地域の建設業者の受注機会の確保に努めること。

10. 就労環境の改善について（適正化指針 第2 4（1）等）

令和7年12月16日に成立した令和7年度補正予算等による経済効果の早期発現のためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて技能労働者に至るまで適切に支払が行われることが重要である。そのため、適切な価格での契約に努めるとともに、社会保険等未加入業者の排除や法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書の提出の促進とその適切な確認等の取組により技能労働者等への適切な水準の賃金や法定福利費の支払等を促進すること。また、前払金・中間前払金の活用、適正な工期の設定や柔軟な設計変更などにより技能労働者の就労環境の改善に努めること。加えて、外国人、女性や若者をはじめとする多様な人材の確保のための環境整備のため、公共工事の入札及び契約に際し、例えば、若手技術者や女性技術者などの登用を考慮して施工実績の要件を緩和した競争参加資格の設定、快適トイレの活用を含んだ仕様書の作成等、必要な措置を適切に講ずるよう努めること。

11. 公共工事に関する調査等の円滑な実施について（適正化指針 第2 5（4））

災害時をはじめとして、公共工事の円滑な施工確保のためには、公共工事に関する測量、地質その他の調査及び設計の円滑な実施が重要な役割を果たすものであることから、調査等の発注に当たっては、公共工事と同様に、適正な予定価格の設定、ダンピング対策の強化、適切な条件明示と必要な経費の計上、設計変更等の適切な実施、適正な履行期間の設定、実施時期の平準化、災害復旧事業における入札契約手続の迅速化、地域の業者の受注機会の確保、資金調達の円滑化のための取組、技術者等の就労環境の改善等に努めること。また、工事施工段階での手戻りを防止する観点から、特に設計をはじめ、完了した調査等が適正に実施されているかどうかの確認やその成果の的確な評価に努めること。

12. 建設業者の資金調達の円滑化のための取組について（適正化指針 第3）

建設企業が公共工事を円滑に実施するためには、当該建設企業が着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）を適切に実施することが重要であることから、未導入の団体については早急にその導入を図り、導入済の団体についても支払限度額を見直すとともに、会計法等の規定により前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、できる限り速やかに前金払を行うほか、中間前金払制度の手続の簡素化・迅速化など、前金払の迅速かつ円滑な実施に努めること。

また、地域建設業経営強化融資制度について、引き続き積極的な活用に努めるとともに、本制度の趣旨を踏まえ、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努めること。

13. 地域の建設業団体等との緊密な連携について（適正化指針 第4 3）

地域の建設企業が円滑に施工を行うことができる環境の整備により「第1次国土強靱化実施中期計画」等による事業の着実な実施が図られるよう、地域の建設業団体等との意見交換等を通じた緊密な連携を図ることにより、公共工事の受注環境等の把握に努め、工事の円滑な発注や入札・契約の適正化等に努めること。

岡山県建設政治連盟 自由民主党岡山県建設業支部 の収支報告について

政治団体の決算は、政治資金規正法の規定により暦年となっており、決算終了後3ヶ月以内に収支報告を岡山県選挙管理委員会に提出することが義務付けられております。

「岡山県建設政治連盟」「自由民主党岡山県建設業支部」両政治団体の令和7年度決算についてさる1月20日に監査を受け、2月24日に開催された地区代表者会において承認を得ましたので、その概要を掲載いたします。

○岡山県建設政治連盟

令和7年度収支報告書

自 R7. 1. 1
至 R7. 12. 31 (単位：円)

収入の部

項目	決算額	予算額	差異	備考
会費	1,611,000	1,626,000	△ 15,000	3,000円×537名
その他の収入	6,997	770	6,227	預金利子
前期繰越金	6,199,280	6,199,280	0	
合計	7,817,277	7,826,050	△ 8,773	

支出の部

項目	決算額	予算額	差異	備考
経常経費	1,539,594	780,000	759,594	印刷代、室料他
政治活動費	1,620,311	7,046,050	△ 5,425,739	
合計	3,159,905	7,826,050	△ 4,666,145	

翌年度への繰越額 7,817,277円－3,159,905円＝4,657,372円

○自由民主党岡山県建設業支部

令和7年度収支報告書

自 R7. 1. 1
至 R7. 12. 31 (単位：円)

収入の部

項目	決算額	予算額	差異	備考
党費	159,250	156,650	2,600	
その他の収入	537	41	496	預金利子
前期繰越金	423,809	423,809	0	
合計	583,596	580,500	3,096	

支出の部

項目	決算額	予算額	差異	備考
経常経費	330	140,000	△ 139,670	残高証明書発行手数料
政治活動費	50,000	440,500	△ 390,500	
合計	50,330	580,500	△ 530,170	

翌年度への繰越額 583,596円－50,330円＝533,266円

(経済センサスー活動調査実施のお知らせ)

今を知る。未来の力になる。



全国すべての事業所・企業が対象です。

経済センサス

活動調査

経済の
国勢調査



令和8年
6月1日

4月～5月にかけて
調査票をお届けします。



回答はインターネットがおすすめです。



※この調査は統計法に基づく基幹統計調査で、調査に回答する義務があります。ご回答いただいた内容は統計作成の目的以外(税の資料など)には、絶対に使用しません。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

経済センサスー活動調査の実施は、「持続可能な開発目標(SDGs)」達成に向けた日本の取組の進捗を把握するために活用されます。



総務省・経済産業省・都道府県・市区町村からのお知らせです。

<https://www.e-census2026.go.jp/>

経済センサス2026

検索



経済センサス-活動調査のいろんな疑問にお答えします。

Q:どんなことを調査するの？

A:従業員は何人か、売り上げはいくらか、などを回答していただきます。

Q:どんなことに役立てられているの？

A:本調査は、行政施策の立案や民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されています。(例:防災対策のための利活用、支援制度の検討など)



Q:必ず答えなければならないの？

A:本調査は「統計法」という法律に基づき、回答する義務(報告義務)とこれに反したときの罰則が定められています。また、調査関係者が調査内容を他に漏らすことは固く禁じられており、ご回答いただいた内容については「統計法」の規定により適切に管理し、秘密の保護に万全を期しています。



Q:調査の対象は？

A:経済センサス-活動調査は「調査員調査」と「直轄調査」の2つの方法で実施されます。具体的には、下図に記載のとおり回答していただきます。



- ・支所等を有さない(比較的小規模な)事業所、個人経営の事務所などが主な対象です。
- ・それぞれの事業所ごとに回答していただきます。



- ・支所等を有する企業、資本金1億円以上の比較的大規模な事業所などが主な対象です。
- ・本社において傘下事業所を含めた情報を回答していただきます。

Q:調査員はどんな身分で、どんな仕事をしているの？



A:調査員は、都道府県知事が任命した地方公務員です。

調査票の配布及び回収のほか、担当する地域にある事業所等の営業状態を外観などから確認することが主な仕事です。なお、調査員は活動中、「調査員証」を携帯しています。また、調査員証を収納するケースのストラップや、調査員が携帯する「下敷き」と「手提げ袋」には経済センサス-活動調査のロゴが印字されています。もし、不審に思われた場合には、最寄りの市区町村へお問い合わせください。

岡山県下公共工事の動向 〈2月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

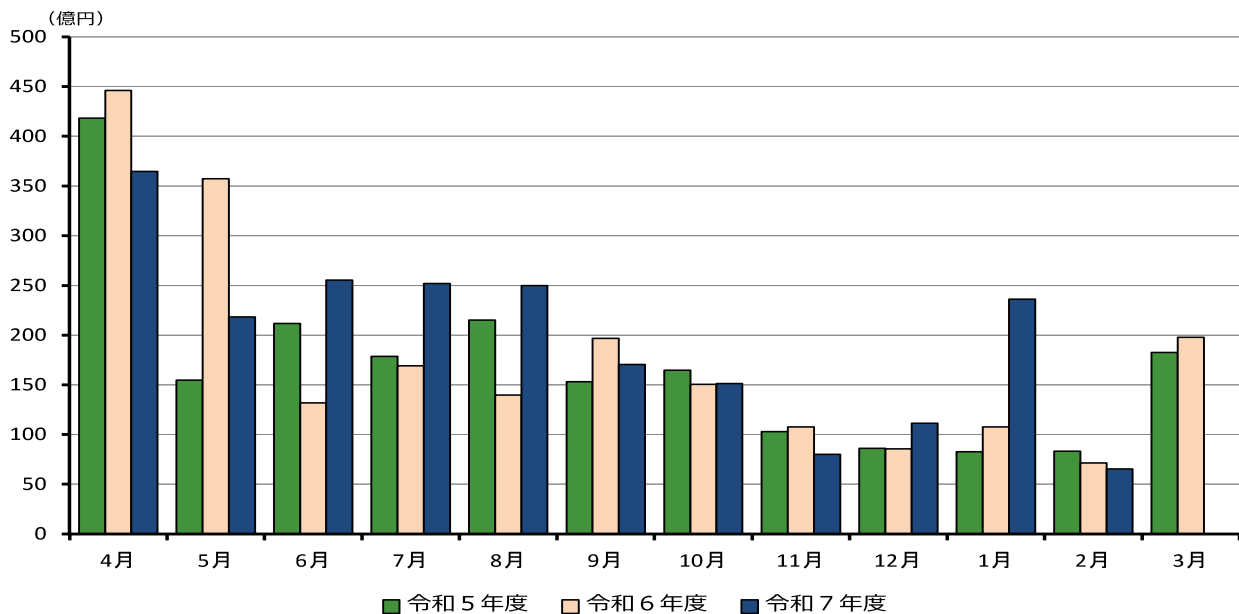
I. 単月（令和8年2月）

1. 全般の状況

（金額単位：百万円）

	件数	請負金額	増減		増減率	
			件数	請負金額	件数	請負金額
国	3	397	▲2	▲554	▲40.0%	▲58.2%
独立行政法人等	1	138	▲2	▲643	▲66.7%	▲82.3%
岡山県	62	1,652	▲9	147	▲12.7%	9.8%
市町村	96	3,215	▲1	▲674	▲1.0%	▲17.3%
その他公共的団体	11	1,143	11	1,150	<	—
合計	173	6,548	▲3	▲573	▲1.7%	▲8.0%
令和6年度	176	7,121	▲26	▲1,203	▲12.9%	▲14.5%
令和5年度	202	8,324	39	2,219	23.9%	36.3%
令和4年度	163	6,105	▲5	▲2,566	▲3.0%	▲29.6%
令和3年度	168	8,671	6	977	3.7%	12.7%

月別請負金額の推移



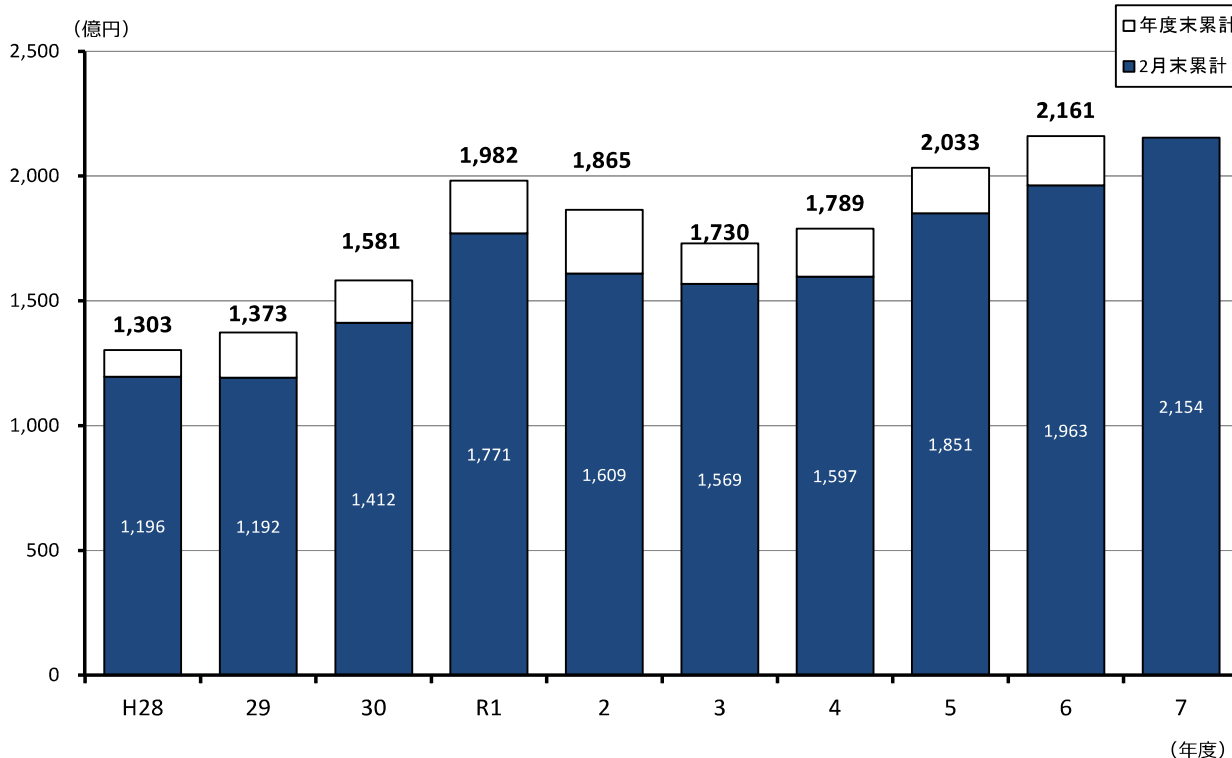
Ⅱ. 累計（令和7年4月～令和8年2月）

1. 全般の状況

（金額単位：百万円）

	件数	請負金額	増減		増減率		
			件数	請負金額	件数	請負金額	
発注者別	国	147	19,702	2	536	1.4%	2.8%
	独立行政法人等	48	32,607	▲10	13,058	▲17.2%	66.8%
	岡山県	1,405	33,884	55	▲224	4.1%	▲0.7%
	市町村	1,899	108,793	▲3	▲5,454	▲0.2%	▲4.8%
	その他公共的団体	46	20,457	10	11,178	27.8%	120.5%
合計	3,545	215,445	54	19,094	1.5%	9.7%	
令和6年度	3,491	196,351	▲67	11,222	▲1.9%	6.1%	
令和5年度	3,558	185,129	189	25,416	5.6%	15.9%	
令和4年度	3,369	159,713	▲242	2,804	▲6.7%	1.8%	
令和3年度	3,611	156,909	▲127	▲4,005	▲3.4%	▲2.5%	

年度別請負金額の推移



2. 地区別・発注者別請負金額の状況

(金額単位：百万円)

地区	請負金額	増減額	増減率	発注者	請負金額	増減額	増減率
岡山地区	82,114	7,474	10.0%	国	8,609	▲1,340	▲13.5%
				独法等	4,031	▲1,294	▲24.3%
				岡山県	9,067	▲2,400	▲20.9%
				市町村	54,057	8,477	18.6%
				その他	6,349	4,032	174.1%
東備地区	9,168	▲367	▲3.9%	国	455	2	0.6%
				独法等	1,919	▲903	▲32.0%
				岡山県	1,961	▲77	▲3.8%
				市町村	4,831	610	14.5%
				その他	0	0	-
倉敷地区	37,892	▲1,333	▲3.4%	国	3,770	1,147	43.8%
				独法等	1,991	1,981	<
				岡山県	5,428	148	2.8%
				市町村	24,943	▲5,071	▲16.9%
				その他	1,757	460	35.5%
井笠地区	27,366	8,295	43.5%	国	5,145	351	7.3%
				独法等	710	▲520	▲42.3%
				岡山県	3,342	599	21.8%
				市町村	6,812	767	12.7%
				その他	11,355	7,097	166.7%
高梁地区	2,574	▲2,940	▲53.3%	国	144	125	673.1%
				独法等	28	▲279	▲90.6%
				岡山県	1,051	▲128	▲10.9%
				市町村	1,339	▲2,666	▲66.6%
				その他	9	9	<
新見地区	7,613	1,721	29.2%	国	149	3	2.7%
				独法等	1,679	948	129.7%
				岡山県	2,616	712	37.4%
				市町村	3,136	455	17.0%
				その他	32	▲399	▲92.6%
真庭地区	13,664	1,483	12.2%	国	24	▲11	▲31.9%
				独法等	6,947	1,533	28.3%
				岡山県	2,438	▲73	▲2.9%
				市町村	4,205	824	24.4%
				その他	46	▲789	▲94.4%
津山地区	25,895	6,733	35.1%	国	814	66	8.8%
				独法等	13,308	12,508	1562.2%
				岡山県	4,216	▲90	▲2.1%
				市町村	6,753	▲6,413	▲48.7%
				その他	802	663	476.9%
勝英地区	9,157	▲1,973	▲17.7%	国	587	189	47.7%
				独法等	1,989	▲915	▲31.5%
				岡山県	3,761	1,085	40.6%
				市町村	2,712	▲2,438	▲47.3%
				その他	104	104	<
合計	215,445	19,094	9.7%	国	19,702	536	2.8%
				独法等	32,607	13,058	66.8%
				岡山県	33,884	▲224	▲0.7%
				市町村	108,793	▲5,454	▲4.8%
				その他	20,457	11,178	120.5%

※各地区は、工事場所により区分しております。

【岡山地区】岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町

【倉敷地区】倉敷市、総社市、早島町

【高梁地区】高梁市

【真庭地区】真庭市、新庄村

【勝英地区】美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

【東備地区】備前市、赤磐市、和気町

【井笠地区】笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町

【新見地区】新見市

【津山地区】津山市、鏡野町、久米南町、美咲町

3. 資本金階層別の状況

(金額単位：百万円)

資本金	件数	請負金額	増減		増減率	
			件数	請負金額	件数	請負金額
中小	3,341	111,103	64	4,581	2.0%	4.3%
大手	133	44,135	▲14	19,761	▲9.5%	81.1%
共同企業体	71	60,207	4	▲5,248	6.0%	▲8.0%
合計	3,545	215,445	54	19,094	1.5%	9.7%

※「中小」は、資本金3億円未満(個人含)

4. 工種別の状況

(金額単位：百万円)

工種	件数	請負金額	増減		増減率	
			件数	請負金額	件数	請負金額
土木	2,422	97,253	56	9,665	2.4%	11.0%
建築	290	53,605	▲41	▲16,344	▲12.4%	▲23.4%
電気	175	16,955	23	6,587	15.1%	63.5%
管	106	12,969	5	709	5.0%	5.8%
測量・調査・設計	393	4,880	26	▲287	7.1%	▲5.6%
その他	159	29,781	▲15	18,762	▲8.6%	170.3%
合計	3,545	215,445	54	19,094	1.5%	9.7%

(建退共だより)

電子申請専用サイト
リニューアル記念

退職金ポイント
還元キャンペーン
実施中!

対象期間

2025.10.1※-2026.3.31※

キャンペーン詳細・条件等は
HPにてご確認ください

2025年10月
リニューアル!

NEW!

電子申請で業務を
もっとスムーズに!

建設現場労働者のための退職金制度

建退共

K E N T A I K Y O

電子化で、煩雑な申請や書類管理の
手間を大幅に軽減できます。

オンラインで
業務効率化!

工事関係書類の
電子化にも対応!

発注機関等への
提出作業が軽減!



詳しい情報はこちら ▶

建退共



<https://www.kentaikyoo.taisyokukin.go.jp/>



建退共
建設業退職金共済制度

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL.03-6731-2866

第189回 「一人親方」への外注、その実態は「雇用」ではない？

●相談内容●

当社では、現場の状況に合わせて個人事業主の一人親方に外注（請負）をお願いしています。最近、社会保険の加入逃れなどを防ぐために「偽装請負」の取り締まりが厳しくなっていると聞きました。どのような点に注意すればよいでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

「請負」か「雇用」か、その境界線

建設現場において、特定の作業を個人事業主に委託することは一般的ですが、実態が「労働者」と変わらない場合は、法律上「請負」ではなく「雇用」とみなされます。これがいわゆる「偽装請負」のリスクです。

第183回でも解説した通り、元請は「他人を使用する」場合、たとえ従業員でなくても使用者責任を負う可能性があります。さらに、実態が「雇用」と判断されれば、残業代の支払いや社会保険への加入義務が生じ、未払い賃金の請求リスクも高まります。

判断のポイント：使用従属性の有無

裁判所や労働基準監督署は、契約書の名目よりも「実態」を重視します。以下の項目に当てはまる場合、一人親方であっても「労働者」とみなされる可能性が高いです。

- ・業務の指示：仕事の進め方や順序について、元請が細かく具体的な指揮命令を出している。
- ・拘束性：勤務時間や場所が厳格に指定され、自由な中抜けや早退が認められていない。
- ・道具・資材：必要な道具や車両、資材のすべてを元請が無償で貸与している。
- ・報酬の性質：「出来高」ではなく、実働時間に応じた「時給・日給」で計算されている。

労災事故と「運行供用者責任」

万が一、一人親方が現場や移動中に事故を起こした場合、第183回で触れたように、元請は使用者責任だけでなく、車両の所有者として「運行供用者責任」を問われるリスクがあります。

また、一人親方本人が怪我をした際、実態が「労働者」であれば、会社は労災保険の未加入を指摘され、多額の費用負担を命じられることもあります。

「協力関係」を維持するための適正化

「取適法（旧下請法）」の改正趣旨にもある通り、これからは業者間で「完全な協力関係」を築くことが主眼となります。一人親方に対しても、単に「安く便利に使う」のではなく、自立した事業者として適切な対価を支払い、対等な関係を維持することが求められます。

前回解説した「原価割れ契約の禁止」は、受注者の労働者（一人親方含む）の賃金にしわ寄せがいくことを防ぐことが趣旨です。

トラブルを未然に防ぐために

「この発注形態で本当に大丈夫か？」と不安に思われる場合は、まずは現在の外注実態を整理し、契約書の内容や現場での指示出しの方法を見直すことが重要です。

外注管理の適正化や、具体的なトラブル事例への対策について詳しく知りたい場合は、ぜひ弁護士にご相談ください。

令和8年度 技術検定・受験準備講習会等の日程について

令和8年度に実施される技術検定・受験準備講習会等の実施機関と日程は次のとおりです。
受験・受講を希望される方は参考にしてください。

試 験	受験準備講習会等
<p>1・2級土木施工管理技術検定 1・2級管工事施工管理技術検定 1・2級電気通信工事施工管理技術検定 1・2級造園施工管理技術検定 土地区画整理士技術検定</p> <p>《指定試験機関》 (一財)全国建設研修センター https://www.jctc.jp/ TEL 土 木 (042)300-6860 管工事 (042)300-6855 電気通信工事 (042)300-0205 造園・土地区画整理士 (042)300-6866</p>	<p>◎ 1・2級土木施工管理技術検定(1級第1次、2級種別:土木)受験準備講習会 主催 (公財)岡山県建設技術センター https://www.octc.or.jp/training/ TEL (086)284-4404</p>
<p>1・2級建築施工管理技術検定 1・2級電気工事施工管理技術検定</p> <p>《指定試験機関》 (一財)建設業振興基金 https://www.fcip-shiken.jp/ TEL 試験研修本部 (03)5473-1581</p>	<p>◎ 1・2級建築、管工事、電気工事、電気通信工事施工管理技術検定(第1次・第2次)及び1級土木施工管理技術検定(第2次)受験準備講習会 主催 (一財)地域開発研究所 https://www.ias.or.jp/jyuken/ TEL (03)3235-3601</p>
<p>1・2級建設機械施工管理技術検定</p> <p>《指定試験機関》 (一社)日本建設機械施工協会 https://jcmnet-shiken.jp/ TEL 試験部 (03)3433-1575</p>	<p>◎ 1・2級建設機械施工管理技術検定(筆記)受験対策eラーニング講座 主催 (一財)建設物価調査会 講習会業務代行(株)建設物価サービス https://book.kensetu-navi.com/ TEL (03)5649-8581</p>
<p>建設業経理士検定・建設業経理事務士</p> <p>(一財)建設業振興基金 https://www.keiri-kentei.jp/ TEL (03)5473-4581</p>	<p>◎ 建設業経理事務士特別研修(3級・4級) 主催 (一財)建設業振興基金 https://www.keiri-kentei.jp/training/ TEL (03)5473-4581</p>

令和8年度技術検定 実施日程・願書販売先（書面受付の場合）

インターネット申込・技術検定の詳細については各機関にお問い合わせ下さい。

級別	申込書販売開始※郵送販売は7日前に締切 申込書販売場所		実施機関	申込受付期間 ※消印有効	試験日	合格発表日
	1級	2級				
土木	1級	第1次検定	ネット申込	R8.3.23~4.6	R8.7.5	R8.8.13
		第1次検定・第2次検定/第2次検定			R8.3.6	R8.10.4
	2級	第1次検定(前期)(種別土木)	ネット申込	R8.3.4~3.18	R8.6.7	R8.7.7
		第1次検定(後期)	ネット申込	R8.7.8~7.22	R8.10.25	R8.12.2
		第1次検定・第2次検定	R8.6.23			1次R8.12.2/2次R9.2.3
第2次検定		R9.2.3				
(公財) 岡山県建設技術センター TEL (086) 284-4404 (一財) 全国建設研修センター (右記)			※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい			
管工事	1級	第1次検定	ネット申込	R8.5.7~5.21	R8.9.6	R8.10.8
		第1次検定・第2次検定/第2次検定			R8.4.22	R8.12.6
	2級	第1次検定(前期)	ネット申込	R8.3.4~3.18	R8.6.7	R8.7.7
		第1次検定(後期)	R8.6.29	R8.7.14~7.28	R8.11.15	R9.1.5
		第1次検定・第2次検定				1次R9.1.5/2次R9.3.3
第2次検定		R9.3.3				
(公財) 岡山県建設技術センター TEL (086) 284-4404 (一財) 全国建設研修センター (右記)			※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい			
電気通信工事	1級	第1次検定	ネット申込	R8.5.7~5.21	R8.9.6	R8.10.8
		第1次検定・第2次検定/第2次検定			R8.4.22	R8.12.6
	2級	第1次検定(前期)	ネット申込	R8.3.4~3.18	R8.6.7	R8.7.7
		第1次検定(後期)	R8.6.29	R8.7.14~7.28	R8.11.15	R9.1.5
		第1次検定・第2次検定				1次R9.1.5/2次R9.3.3
第2次検定		R9.3.3				
(公財) 岡山県建設技術センター TEL (086) 284-4404 (一財) 全国建設研修センター (右記)			※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい			
造園	1級	第1次検定	ネット申込	R8.5.7~5.21	R8.9.6	R8.10.8
		第1次検定・第2次検定/第2次検定			R8.4.22	R8.12.6
	2級	第1次検定(前期)	ネット申込	R8.3.4~3.18	R8.6.7	R8.7.7
		第1次検定(後期)	R8.6.29	R8.7.14~7.28	R8.11.15	R9.1.5
		第1次検定・第2次検定				1次R9.1.5/2次R9.3.3
第2次検定		R9.3.3				
(公財) 岡山県建設技術センター TEL (086) 284-4404 (一財) 全国建設研修センター (右記)			※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい			
建築・電気工事	1級	第1次検定	ネット申込	R8.2.13~4.7	R8.7.19 (建築) R8.7.12 (電気工事)	R8.8.25
		第1次検定・第2次検定/第2次検定		R8.1.30	R8.2.13~2.27	R8.10.18
	2級	第1次検定(前期)	ネット申込	R8.2.6~2.27	R8.6.14	R8.7.13
		第1次検定(後期)	R8.6.29	R8.6.29~7.27	R8.11.8	R8.12.21(1次)
		第1次検定・第2次検定		R8.6.29~7.27(ネット)		R9.2.5(2次)
第2次検定(第1次検定免除者)		R8.7.13~7.27(書面)				
(公財) 岡山県建設技術センター TEL (086) 284-4404 (一財) 建設業振興基金 (右記)			※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい			
建設機械	1級	第1次検定	R8.2.2	R8.2.16~3.13	R8.6.21	R8.8.3 (予定)
		第2次検定(筆記)			R8.8月下旬~9月中旬	R8.11.18 (予定)
		第2次検定(実技)				
	2級	第1次検定	R8.6.21	R8.8.3 (予定)		
		第2次検定(筆記)		R8.8月下旬~9月中旬	R8.11.18 (予定)	
第2次検定(実技)						
(一社) 岡山県建設業協会※窓口販売のみ TEL (086) 225-4133 (一社) 日本建設機械施工協会中国支部 TEL (082) 221-6841			※詳細については実施機関にお問い合わせ下さい			

建設共済保険 (法定外労災補償制度)

労働災害は、いつ、どこで起こるかわかりません！

— 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします。 —

屋根からの転落、火災、交通事故・・・など、いつどこで起こるかわからない労働災害。大切な社員、ご家族のために、是非この機会に加入をご検討ください。⇒死亡、障害 1～7 級、傷病 1～3 級を補償します。

◆建設共済保険は、被災者への補償はもちろんのこと、災害発生時に企業が負担する諸費用も補償します。

【建設共済保険：過去の保険金支払い事例】

1. 死亡されたケース

瓦補修作業中に誤って滑り落ち、タキロン屋根を突き破って土間コンクリートに転落。

(外傷性くも膜下出血により死亡)

保険金合計 2,000 万円
(被災者補償保険金 1,000 万円)
(諸費用補償保険金 1,000 万円)

作業員宿舎で、就寝中に火災発生。(死亡)

保険金合計 3,000 万円
(被災者補償保険金 1,500 万円)
(諸費用補償保険金 1,500 万円)

2. 労災事故により重篤な障害が残ったケース

屋根裏下地材の取付け作業中、2階梁から降りる際に脚立を踏み外し転落。(脳内出血・くも膜下出血により **障害等級 第1級**)

保険金合計 2,000 万円
(被災者補償保険金 1,000 万円)
(諸費用補償保険金 1,000 万円)

3. 複数人が被災(死亡)されたケース

道路下の法面を補強する工事において法面の下側にて水質汚濁処理の作業中、工事区間隣りの法面が突然崩落し、作業員 5 名が被災。(土砂に埋もれ 5 名死亡)

5 名分保険金合計 2 億円(1 名あたり 4,000 万円)
(5 名分被災者補償保険金 1 億円(1 名あたり 2,000 万円))
(5 名分諸費用補償保険金 1 億円(1 名あたり 2,000 万円))

4. 通勤途上に被災されたケース

会社から自宅への通常の通勤経路を車で帰宅中、左カーブで対向車線に進入し対向車に正面衝突。(全身打撲により死亡)

保険金合計 4,000 万円
(被災者補償保険金 2,000 万円)
(諸費用補償保険金 2,000 万円)

【建設共済保険の特長】(年間完成工事高契約)

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③契約者割戻金制度で掛金負担が軽減
- ④同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ⑤元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑥代表者(保険契約者)も補償(従業員 300 人以下の場合)
- ⑦経営事項審査において 15 点の加点

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病 3 級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ ☎ 0120-913-931
その他のお問い合わせ ☎ 03-3591-8451

URL: <https://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険



取扱機関

一般社団法人 岡山県建設業協会

Tel 086-225-4131

検索

(建設業総合補償制度のご案内)

地盤崩壊危険補償特約 のご案内

工事中の地盤崩壊事故に備えを!

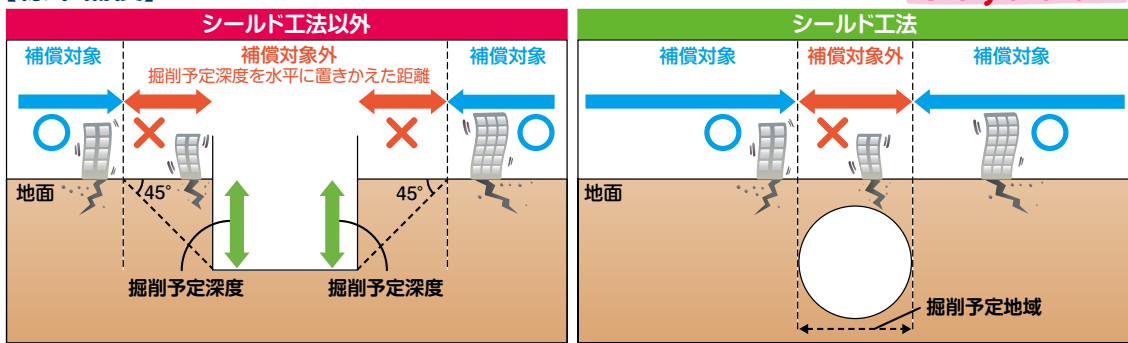
地下工事、基礎工事や土地の掘削工事で、特に心配なのが地盤崩壊に起因する事故。
一般的な請負業者賠償責任保険で補償されない地盤崩壊に伴う賠償請求でも、
建設業総合補償制度の「地盤崩壊危険補償特約」なら補償が可能です!
しかも「地盤崩壊危険補償特約(ワイド補償・ワイドプラス補償)」なら標準補償で補償されない部分もカバー!!

支払限度額：1事故、保険期間中 1,000万円もしくは2,000万円(免責金額5万円)

完成工事高1億円、支払限度額1,000万円の場合

【標準補償】

年間保険料 **39,000円**

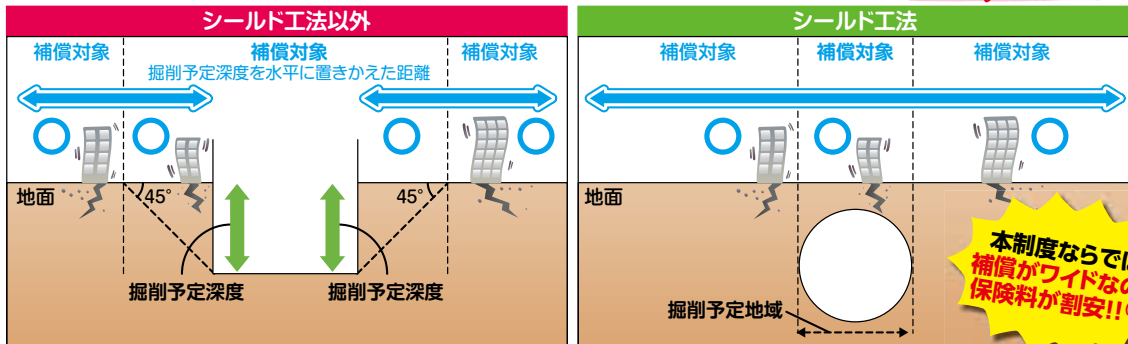


地盤崩壊危険補償特約(ワイド補償)で安心!

【ワイド補償】

※ワイド補償により新たに支払対象となる部分には、縮小支払割合50%が適用されます。

年間保険料 **58,000円**



地盤崩壊危険補償特約(ワイドプラス補償)で更に安心!

【ワイドプラス補償】

年間保険料 **75,000円**

ワイド補償と同じ補償範囲で縮小支払割合の適用がありません。

支払限度額を上限に **損害額の100%をお支払い** (注2)

**ワイド補償に
プラスした
補償**

標準補償・ワイド補償にご加入の皆様はワイドプラス補償への切り替えを、建設業総合補償制度に未加入の皆様はこの機会に補償制度へのご加入を検討してみませんか? ご相談、お見積りはお気軽にお問合わせください。

(注1) 団体のスケールメリットを活かした、個別にご加入いただくよりも割安な保険料です。

(注2) 縮小支払割合の適用はありませんが、免責金額が適用されますので、5万円は自己負担となります。

お問合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

086-225-4133

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山第一支社
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル4階

086-225-0835

制度幹事代理店

株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12

03-5408-1909

※このチラシは保険(請負業者賠償責任保険)の特徴を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。

B25-900114 承認年月:2025年4月

春の交通安全県民運動

「交通ルール 守って笑顔 晴れの国」

令和8年4月6日(月)～4月15日(水)

【重点目標】

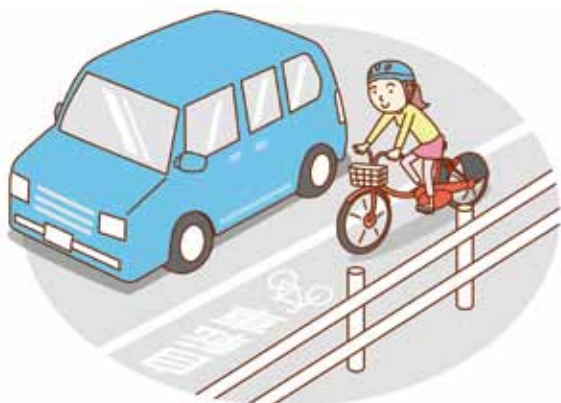
○岡山県の重点目標

- ・通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- ・「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ・自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

○自主重点目標

- ・交差点における安全な通行の徹底

交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(金)



(岡山労働局からのお知らせ)



もっと自分らしく Refresh! 働き方 休み方

年次有給休暇 を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

春の訪れに年休でゆとりある時間を。

事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化につながる年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方につながる時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、これを機に導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。岡山労働局雇用環境・均等室（電話 086-225-2017）にお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイト URL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

協会日誌

- 8. 2. 3 西日本建設業保証(株)岡山保証事業審議会
- 8. 2. 3 中国地方道路啓開協議会(WE B)
- 8. 2. 9 鳥インフルエンザ防疫措置に係る感謝状贈呈式
- 8. 2.17 (公財)岡山県建設技術センター研修協議会
- 8. 2.19 技術研究委員会合同会議
- 8. 2.19 正副会長会
- 8. 2.24 理事会
- 8. 2.25 岡山県建築住宅センター(株)取締役会
- 8. 2.26 西日本建設業保証(株)取締役会(大阪)

とれたて おかやま いただきます!



進めよう!
地産地消
おかやま

発行 **一般社団法人 岡山県建設業協会**

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp